

白岡市参画と協働のまちづくり審議会  
令和元年度 検証結果報告書

令和元年 8 月

# 目 次

|                                                                     |    |
|---------------------------------------------------------------------|----|
| はじめに.....                                                           | 1  |
| I 白岡市自治基本条例第20条に規定する「自治のあり方」の検証結果について                               |    |
| 1 検証についての考え方（共通事項）.....                                             | 2  |
| 2 取組事項の検討内容（市民のあり方）.....                                            | 4  |
| 3 取組事項の検討内容（行政のあり方）.....                                            | 7  |
| 4 取組事項の検討内容（議会のあり方）.....                                            | 11 |
| 5 検証結果報告.....                                                       | 14 |
| II 白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例第2条第3号に規定する「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所」の検討結果について |    |
| 1 検討事項について.....                                                     | 15 |
| 2 検討経緯 .....                                                        | 16 |
| 3 検討の視点 .....                                                       | 18 |
| 4 検討結果 .....                                                        | 18 |
| 参考資料                                                                |    |
| ● 白岡市参画と協働のまちづくり審議会委員名簿.....                                        | 19 |
| ● 白岡市参画と協働のまちづくり審議会開催概要.....                                        | 20 |
| ● 白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例 .....                                         | 21 |

## はじめに

市民、議会、行政における市の課題は、地域社会や様々な環境の変化に伴い変わってゆくものであり、自治のあり方についても、それに合わせていくことが必要です。

そのため、白岡市自治基本条例第20条では、4年を越えない期間ごとに自治のあり方を検証することとしております。

検証作業は、公募委員5名を含む10名で構成する「白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）」を設置し、令和元年5月9日の市長からの検証依頼を受けて行いました。

平成27年度に続き2回目となる今回の検証では、前回の課題となっていた「市民」に係る自治基本条例の理念の浸透度などを確認することができました。

審議会では、今後も自治のあり方を定期的に検証するとともに、参画と協働のまちづくりを推進するための審議を行ってまいります。

令和元年8月23日

白岡市参画と協働のまちづくり審議会

## I 白岡市自治基本条例第20条に規定する自治のあり方の検証結果について

### 1 検証についての考え方（共通事項）

#### (1) 検証の目的

白岡市自治基本条例では、時代や社会情勢に適合した内容となっているかを定期的に検証するため、第20条で4年を超えない期間ごとに自治のあり方を検証するとされています。

また、同条において「市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。」とされていることから、「白岡市参画と協働のまちづくり審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、審議・検証を行うものです。

～自治基本条例 抜粋～

#### 第10章 検証等

##### （検証）

第20条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例で規定する自治のあり方を、市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。

#### 【取組の方向性】

市民参画や協働の取組状況など、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているか、また、自治基本条例自体が時代や社会情勢の変化に則したものであるとなっているかを定期的に検証を行います。

#### 【制度等の整備・改善に関して取り組む事項】

#### ○ 自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針策定及び適切な進捗管理（担当課：地域振興課）

自治基本条例の理念がまちづくりに反映されているかを把握するには、なすべきことと、その進捗度を明らかにする必要があります。このため、自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針を策定し、適切に進捗管理することにより、本市の「自治のあり方」が、どの地点にあるのかを明らかにします。

## (2) 検証の視点

- ① 市民主体の自治が推進されているか
- ② 時代や社会情勢の変化に即したものとなっているか

## (3) 検証の方法

今回の検証は、議会及び行政が自己検証した結果及び市民の理解度を把握するために実施した市民アンケートの結果に基づき、検証の視点から各委員が意見を述べる形式により実施しました。

検証の方法としては、「市民」、「行政」、「議会」と検証内容を大分類することにより、それぞれの立場や役割を明確化しました。

## 2 取組事項の検討内容（市民のあり方）

平成30年度に実施した市民アンケートの結果を基に、第1回会議において、市民のあり方について検証を行いました。

～自治基本条例 抜粋～

### 第2章 市民

#### （市民の権利）

第4条 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、議会及び行政の保有する情報を知る権利を有する。

3 市民は、まちづくりに関し、自ら考え主体的に行動するために必要な事項を学習する権利を有する。

#### （市民の責務）

第5条 市民は、まちづくりに主体的に参画するよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参画するときは、互いに意見を尊重し合い、責任ある行動をするものとする。

#### (1) 第1回「参画と協働のまちづくり審議会」で出された意見

- 今回の市民アンケートの回答率が低く、自治基本条例への関心の低さがうかがえる。
- アンケートの単純集計の結果は参考とし、コメント欄の内容は「市民の生の声」として捉え、尊重すべきである。
- 参画と協働のイニシアチブを取るのは行政であるが、自治基本条例を分らない人に情報だけ投げかけても伝わらない。
- 審議会等への参加率は低いままである。

市民の声を手早く聴く方法として公募委員の数を増やすべきである。

- 市民協働の事業は年々増えており、相当な数になっている。そこに関係している市民の数も相当増えていると思われるが、アンケート結果を見ても参画や協働の認知度は低い。周知が足りてい

ないということである。

- シニア層で協働に関心が向いている人は増えている。コミュニティセンターを市民活動サポートセンターのように活用し、市民が行けば情報が得られるようにしてほしい。
- アンケート結果から参画や協働への関心はあるが、方法が分からない人が一定数いることがうかがえる。
- 行政から市民へのきっかけ（仕掛け）づくりは大事なことで、行政の役割は大きい。
- 市民が参画・協働をしている状況をレポートするなど、市民に対する情報のパイプ役になる広報の工夫が大事である。
- 市民アンケートの回答率が特に低い20代、30代の意識をどのように変えていくかが課題である。
- 子どもに対する自治基本条例の制度説明の回数が0となっている。

市の仕組みや市民の生活が維持されているかを分かりやすく説明することから始めてみるべきである。

- 学校の授業等で市について勉強する機会があるが、その中に市民協働の発想が入って行くとよい。
- 「参画と協働」という言葉を意識していないだけで、まつりや地域の事業などで市民は参画・協働をしている。
- 参画や協働に関する情報は、知りたい人に伝わっていればよい。
- 全体的なアンケートにこだわらず、イベントの際などに直接市民から話を聞いて、市民のニーズを把握するべきである。
- スポーツ団体や文化団体など協働のまちづくりで活動していると認識してもらえば、アンケートの結果にも反映されてくる。
- 今まで行っていた活動が、参画や協働であったと認識してもらう方が自治基本条例の理念が浸透しやすい。
- 自治基本条例の理念や参画と協働のまちづくりを理解してもらうことを優先するのではなく、実際の活動で協働を実感してもらうことで周知を図るべきである。

- アンケートの際に協働に関する活動や事業の参考例があれば違う結果になっていた可能性がある。
- きっかけがなく活動ができないとの回答が多かったため、きっかけづくりについて今後考えることが必要である。
- 参画や協働そのものについての冊子等を配布しても周知は進まない。人が集まる地域の催しなどの市長あいさつで協働について触れることで実感してもらうべきである。

## (2) 「市民」に係る自治のあり方について（検証結果）

前回の検証において、「市民はまちづくりに参画する権利を有していますが、その権利を行使していかなければ自治基本条例の理念は実現されません。市民自身が意識的にまちづくりに関わっていく必要があります。」との意見を提出しました。

4年を迎え、市民アンケートの結果に基づき検証を行いました。自治基本条例の理念や参画手続などの認知度は未だ低い状態です。

しかし、自治基本条例に関する認知度は低いものの、参画や協働と意識せずに行われている活動が多数あることも分かりました。

それは、市民活動が活発化していることの現れでもあります。

今後は、市民の参画や協働の取組の機会を捉え、自治基本条例の理念を具現化するための周知活動が必要です。



### 3 取組事項の検討内容（行政のあり方）

行政が自己検証した結果を基に第2回会議において、行政のあり方について検証を行いました。

～自治基本条例 抜粋～

#### 第4章 行政

##### （行政の責務）

第8条 行政は、市民の信頼にこたえるため、この条例の理念にのっとり、参画及び協働による行政運営に努めるものとする。

2 行政は、市民の意向を的確に把握し、市民のニーズにこたえた行政運営を行い、住民福祉の向上に努めるものとする。

3 行政は、透明で開かれた市民主体の行政運営に努めるものとする。

##### （市長の責務）

第9条 市長は、市政に関する基本方針を定め、誠実に取り組むとともに、その結果を市民に公表するよう努めるものとする。

2 市長は、白岡市の統轄代表者として職員を適正に指揮監督し、公平かつ公正に職務を執行しなければならない。

3 市長は、中長期的な展望に立ち、限りある財源を効率的に活用し、健全な財政運営に努めなければならない。

##### （職員の責務）

第10条 職員は、全体の奉仕者であるとともに、自らが市民であることを自覚し、まちづくりに必要な能力の開発及び向上を図り、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

##### （行政組織）

第11条 行政は、その補助組織を、市民にとって分かりやすく、効率的かつ機能的なものとし、社会情勢の変化に応じて、迅速に見直すよう努めるものとする。

(1) 第2回「参画と協働のまちづくり審議会」で出された意見

- 前回の検証時と比較して、参画と協働のまちづくりの理念は、浸透しており、着実に参画と協働は進んでいる。
- 行政の基本は法令遵守だが、緩くなっている部分がある。行政の仕事は市民目線からは分かりにくく、チェックが入りづらい。自らを律する意識が必要である。
- 組織改革の場合だけでなく、通常の人事異動であってもサイクルが短く、組織の中が変わっていくため、市民が不満を抱くことがある。
- 行政と市民が、問題意識を共有すべきである。
- 市民協働という概念が生まれる前から実施している事業や市民活動があり、その事業や活動に市民協働という言葉が後付された。
- 市の人事異動で担当者が変わると引継ぎがされていなく再び説明をしなければならないことが多々ある。
- 行政手続条例により行政の透明性が確保された。
- 行政区や地域の団体に自主的に防災、減災をするための組織作りの支援を積極的に行ってみるべきである。
- 地域に自主防災組織があるが、有事の際にはその規模によりバラバラになり機能しなくなる恐れがある。

地域の人が防災士の資格を取得するための助成をするなどの支援をしてみてもは。
- 地域の実情により防災に対する考え方や取組が異なる。
- 行政区を通じて様々なお願いをすることがあるが、一般市民に直接働きかけを行うようなことも必要である。
- 市民参画や市民協働を進めるためには、行政や地域活動に対する市民の関心を高めさせる働きかけが必要である。
- コミュニティセンターを市民活動センターとして位置づける。
- 行政内部の職員研修を実施したことは、参画と協働を進める上で効果があったと言える。

- 市民が協働の意識をどの程度持っているかは、行政の能力のバロメーターである。アンケート結果では、約半数が無関心との回答であり、現実である。
- 市民協働への関心を高めることは一朝一夕にはいかない。
- 地域の集会所は身近なコミュニティの場であるが、活動の場として気軽に使うことはできない。  
コミュニティセンターに市民活動の拠点としての機能を担ってもらうべきである。
- 市民協働に対する職員の認識を高めるための研修は、今後も続けるべきである。  
研修により窓口対応がよくなっているとの評価が出ている。
- 情報提供の方法やあり方については、常に考えていなければならない。
- 学校応援団などの活動をしていて、学校の求めがないと動きづらい。

## (2) 「行政」に係る自治のあり方について（検証結果）

「自治のあり方」の検証に関する取組指針では、行政に関する全般的な方向性として、「市民ニーズの的確な把握」と定めています。

また、職員として、「市民としての視点を持ち政策課題の解決に力を発揮すること」、行政組織としては、「市民目線で分かりやすい組織とし、社会情勢に応じて迅速な見直しに努めます。」と定めています。

このような取組指針を受け、行政が行った自己検証の結果を元に検証作業を実施しました。

行政全般としては、前回の検証時に比べて参画や協働に関する事業が大幅に増加し、行政の組織や職員に協働のまちづくりの理念が浸透してきている結果と見ることができます。

しかし、平成30年度に実施した市民アンケート結果では、行政に対する市民の関心は未だ低く、参画と協働のまちづくりの推進を図るため、行政による市民協働の働きかけは不可欠です。

今後は、身近な市民協働の機会である市民活動がより活発に行えるよう、具体的な取組が必要です。

#### 4 取組事項の検討内容（議会のあり方）

議会が自己検証した結果を基に第3回会議において、議会のあり方について検証を行いました。

～自治基本条例 抜粋～

### 第3章 議会

#### （議会の責務）

第6条 議会は、白岡市の意思決定機関として、この条例の理念にのっとり、住民福祉の向上を目指し、政策の提言及び条例の立案に努めるものとする。

2 議会は、市民の意思を的確に反映した行政運営が行われているか、行政の監視に努めるものとする。

3 議会は、市民に対し、審議経過及び結果を分かりやすく情報提供するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。

#### （議員の責務）

第7条 議員は、市民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、市民に対し、自らの議員活動の情報提供に努めるものとする。

#### 【取組の方向性】

これまで、開かれた議会運営とするため、議会だよりの発行やインターネット録画中継などに取り組んできました。こうした取組を継続しながら、さらに開かれた議会とするための方策を検討します。

#### 【制度等の整備・改善に関して取り組む事項】

##### ○ 議会改革・活性化等に向けた検討（担当課：議会事務局）

議会と市民との対話、議会報告会、インターネット生中継など議会改革・活性化に向けた検討を行ないます。

(1) 第3回「参画と協働のまちづくり審議会」で出された意見

- 一般質問の質問時間に制限があるが、議論を徹底して行うよう時間制限を撤廃するべきである。
- 議案については、委員会で詳しく審議されるため積極的に傍聴できるよう案内をするべきである。
- 以前に開催していた子ども議会について、次世代を担う子どもたちに議会に対する関心を持ってもらうよう、再開してはどうか。
- 議場コンサートを開催したことは、議会を身近に感じ傍聴のきっかけともなるものであり、評価できる。
- 議員から政策提言や条例案の提案が積極的に行われるよう、議会事務局が技術的な面などについて、議員に対して支援を行うことが必要である。
- 支援者以外の市民ニーズを把握してもらいたい。
- 議会だよりや議会中継等の情報発信は必要なものだが、情報が一方通行であり、市民との対話が必要と考える。
- 議会は、市民から遠い存在であり、議会の仕組みなどもよく分からない。議会のことについて市民が知る機会を増やすことが大切である。
- 身近な問題に対して、議員に改善案を提案したことがあるが、受けとめてもらえなかった。  
近くににいる市民の声を聴いてもらいたい。
- 議会や議員と接触する機会が少なく、関心が持てない。
- 身近なことへの問題意識はあるが、どのように改善策等の提言の方法が分からない。
- 議会と市民が政策づくりを協働で進める自治体がある。

## (2) 「議会」に係る自治のあり方について（検証結果）

議会における「自治のあり方」の検証に関する取組指針では、開かれた議会とするため、情報提供の方法等について検討することとされています。

このような取組指針を受け、議会が行った自己検証の結果を元に検証作業を実施しました。

議会だよりやインターネットによる録画中継など、積極的な情報発信に努め、市民に対して審議経過等を分かりやすく伝えられるよう取り組んでいます。今後は、議会と市民との対話、議会報告会、インターネット生中継など議会活性化などに向けた検討が必要です。

## 5 検証結果報告

今回の検証では、市民、議会、行政の立場から市民アンケートの結果や施策の取組状況の結果を踏まえ、課題や問題点について審議いたしました。

議会と行政につきましては、参画に向けた事業や施策を積極的に展開している状況が自己検証の結果から見てとることができ、市民参画は推進されていると評価できます。

しかし、市民アンケートの結果では、市民の参画と協働のまちづくりの認識度は低い状況であり、今後さらに自治基本条例の理念を具現化するための取組が必要です。

そのためには、議会と行政が市民に対して積極的に情報発信を行うとともに、要望・意見等を聴き、市が行う施策等に反映させることが大切です。

また、協働のまちづくりの基盤となる市民活動の推進を行政が市民に働きかけることで、参画と協働のまちづくりをさらに推進できるものと期待します。



## Ⅱ 白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例第2条第3号に規定する「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所」の検討結果について

### 1 検討事項について

白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）は、白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例第2条第3号により、「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関すること。」が所掌事項として規定されております。

この規定を受け、審議会では、市民活動の拠点となる場所について検討を進めてまいりました。

～白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例 抜粋～

（所掌事項）

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 条例第20条の規定による検証に関すること。
- （2） 市政における参画と協働のまちづくりの推進に関すること。
- （3） 市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関すること。

## 2 検討経緯

平成17年12月

「白岡町改革推進プログラム」策定

今後の行政運営方針として「町民との協働によるまちづくり」を掲げる。

平成19年8月

「白岡町住民協働推進指針」策定

町民と行政との協働を総合的かつ計画的に実施するために、町民と行政とが連携・協力して取り組むことを定める。

平成20年3月

白岡町町民推進会議から町へ「協働のまちづくり」に向けた第一次提言書」の提出

自由に、いつでも、誰でも、気兼ねなく使える施設が存在することで地域のコミュニティづくりに役立つとの考えから「市民活動のための時間制約のない拠点施設を設置する。」ことが提案される。

平成26年12月

白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例施行

所掌事項の一つに「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関すること」を掲げる。

平成28年11月

平成28年度第4回白岡市参画と協働のまちづくり審議会において、「市民活動センターの視察について」の議論がなされた。

施設の設備や施設が果たしている機能、どういうニーズがあるのかなど、具体的にどういった点を視察で確認すべきかの議論がなされた。

平成29年1月

平成28年度第5回白岡市参画と協働のまちづくり審議会において、近隣自治体の市民活動センターの視察がなされた。

平成29年3月

平成28年度第6回白岡市参画と協働のまちづくり審議会において、近隣自治体市民活動センター視察の振り返りがなされた。

委員の意見・感想等を基に振り返りを行い、施設面ではなく機能面の整備をするべきとの意見が出された。

#### 平成 30 年 1 月

平成 29 年度第 2 回白岡市参画と協働のまちづくり審議会において、近隣自治体市民活動センター視察の振り返りを基にコミュニティセンターの有効活用について、検証が行われた。

#### 平成 30 年 5 月

平成 30 年度第 1 回白岡市参画と協働のまちづくり審議会において、白岡市コミュニティセンターの見学及び「白岡市コミュニティセンターの利用促進に必要なことを考える」グループワークが行われた。

#### 平成 30 年 12 月

平成 30 年度第 3 回白岡市参画と協働のまちづくり審議会において、「白岡市コミュニティセンターの利用促進に必要なことを考える」グループワークでの意見に対する市の考え方の報告がなされた。

### 3 検討の視点

- (1) 設置環境等、施設の設置場所の考え方。
- (2) 施設の雰囲気づくりをどのように行うか。
- (3) 「まちづくり」のための市民活動スペースのあり方、捉え方。
- (4) 市民活動の拠点となる場所の運営及び人材の発掘等

### 4 検討結果

市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所については、他市町の市民活動センター等の視察や、グループワークを実施するなどして審議を重ねてまいりました。

その結果、市民活動の場として必要な役割は、コミュニティセンターの設置目的と一致していることから、市民活動を有効に展開できる「場所」として、その機能をコミュニティセンターに位置付けることが望ましいとの検討結果に至りました。

## 参考資料

### ● 白岡市参画と協働のまちづくり審議会委員名簿

|    | 氏名                 | 所属団体等               | 備考        |
|----|--------------------|---------------------|-----------|
| 1  | いながき みさお<br>稲垣 操   | 公募                  | 1号委員      |
| 2  | わたなべ いさお<br>渡部 勲   | 公募                  | 1号委員〔副会長〕 |
| 3  | なかじま かつお<br>中島 勝夫  | 公募                  | 1号委員      |
| 4  | あおき のぶゆき<br>青木 伸行  | 公募                  | 1号委員      |
| 5  | えはら たかし<br>江原 孝    | 公募                  | 1号委員      |
| 6  | うちやま よしはる<br>内山 欣春 | 白岡市行政区長会            | 2号委員〔会長〕  |
| 7  | とさか きみえ<br>登坂 君江   | 白岡市ボランティア連絡会        | 2号委員      |
| 8  | すずき きよこ<br>鈴木 きよ子  | 白岡市母子愛育会            | 2号委員      |
| 9  | たなか ふみあき<br>田中 文明  | 白岡市商工会青年部           | 2号委員      |
| 10 | にしむら けいこ<br>西村 恵子  | しらおか男女共生広報紙編集委員会（元） | 3号委員      |

● 白岡市参画と協働のまちづくり審議会開催概要

|                             |                                                      |
|-----------------------------|------------------------------------------------------|
| 第1回<br>令和元年<br>5月9日（木）      | 1 白岡市自治基本条例「自治のあり方」の検証について<br>2 「市民」に係る自治のあり方の検証について |
| 第2回<br>令和元年<br>6月5日（水）      | 1 「市民」に係る自治のあり方の検証について<br>2 「行政」に係る自治のあり方の検証について     |
| 第3回<br>令和元年<br>7月5日（金）      | 1 「行政」に係る自治のあり方の検証について<br>2 「議会」に係る自治のあり方の検証について     |
| 第4回<br>令和元年<br>7月26日<br>（金） | 1 「議会」に係る自治のあり方の検証について<br>2 検証結果の取りまとめについて           |
| 第5回<br>令和元年<br>8月23日<br>（金） | 検証結果について                                             |

○白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例

平成26年12月26日

条例第25号

改正 平成27年3月27日条例第9号

(設置)

第1条 白岡市自治基本条例（平成23年白岡町条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、市政における市民の参画と協働のまちづくりを推進するため、白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例第20条の規定による検証に関すること。
- (2) 市政における参画と協働のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年3月27日条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。



